

会議の名称	平成30年度第1回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成30年7月3日(火) 午前10時40分～12時10分				
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階 602会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 佐藤佳弘会長・日下直喜委員・嶋田節男委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員・森聡委員 (市事務局) 東村総務部長・高柳総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公開係長・鳴海情報公開係主任</p> <p>●欠席者：臼井雅子委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	1 会長挨拶 2 新委員の紹介 3 会長選出 4 会長職務代理の指名 5 「附属機関等の会議の公開に関する指針」に関する確認 6 議事 ・情報公開制度の運用状況報告(平成30年1月～5月分) 7 報告 ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成29年度運用状況				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・鳴海 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
<p>(1) 市長挨拶</p> <p>皆さんこんにちは。本日は公私ともお忙しい中、本年度第1回目となります情報公開運営審議会へご出席を賜りまして誠にありがとうございます。今年度も引き続き、情報公開の運営につきまして、ご指導、ご協力を賜りたく思っております。</p> <p>先月市議会6月定例会が行われまして、当議会へ情報公開に関する陳情が提出されました。当市では情報公開については、1件あたり100円の手数料をいただいて参りましたが、その手数料を撤廃するといった趣旨の陳情が提出されたところでございます。</p> <p>これまで当市では、情報公開制度の濫用を防ぐといった意味合い、また、市民の皆様へは、必要な情報につきまして、原則すべて公開しております。特定の情報につきましては、特定の市民の方のみによる、受益者負担的な意味合いもあり、有料として参りましたが、東京都が、知事がお代わりになったことで、これまで有料だった当該手数料を、無料にされるということになりました。当市でも「みんなで進めるまちづくり基本条例」におきまして、市の情報につきましてはすべて市民のものであると定めており、個人の情報等以外は原則公開することとなっております。</p> <p>そこで、議会で色々ご議論いただきました結果、陳情につきましては採択されましたので、今後、陳情趣旨を踏まえ、我々行政としては、無料化に向けた検討を進めていかなければならないと考えております。原則、市民の皆様のものであるものをお金を取って公開することについて異議を唱えられればそれまでの話であり</p>					

ますが、近年、営利を目的とする企業からの情報公開請求が増えているという実情がございます。これらに対してどのようにしていくのか、また、市内外問わず、かなり細かくかつ膨大な請求があった場合に、原則公開決定までの14日間で、請求のあった所管で資料をそろえるだけで相当な時間がとられてしまっているということも実態としてございます。

市民の皆様の情報を広く公開するというのが、民主主義の根幹である一方、働き方改革といわれる中で、日常的に多忙極まりない職員の事務をどのように両立させていくかというのが、課題かなと認識しております。

現在、東村山市の情報公開制度の大きな転換期を迎えていることは間違いなく、今後ともより良い情報公開制度の構築に向けて取り組んで参りますので、委員の皆様につきましては、よろしくご指導のほどお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

(2) 新委員の紹介

○日下委員

東村山に住み40年近くなりますが、これまで東村山市のことはあまり分かりませんでした。勤めているかたというのは、住んでいる場所のことは良く分からないものであります。そうでありましたが、リタイア後、地域に帰ってきて、これまで東村山市に対しやってきたことは納税義務を果たしてきたことかなと思う中、これから、少しでも育てていただいたこの街に恩返しができるのかなと思っていた矢先に、お声掛けをいただきこういった機会を頂戴したということは大変ありがたいことと思っております。

この時代においては、情報というのは大変重要なものとなってきています。国会を見ても、モリ・カケ問題を中心に、公文書の公開、管理の在り方が問われております。情報公開という知る権利と、守るという個人情報保護の2つの公益のバランスを、時代の変化とともにどう取っていくのかというのは、極めて今的な課題で難しい課題であると思ひ、そのような中でこの審議会が果たさなければならない役割というのは、やはり、市民の知る権利をどう保障していくかという視点を基本にして考えていくのかなと思ひます。

是非、皆様と一緒に努力をさせていただき、1日でも早く皆様と同じレベルでお話が出来れば幸いと思ひます。

よろしく申し上げます。

～ 前期より継続された委員より自己紹介 ～

○佐藤委員

佐藤と申します。武蔵野大学で授業をやっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○嶋田委員

コンピュータ関係のハードの設計をしております、最後にはユニクスと言うオープンなコンピュータの開発に携わりました。その時に、オープンということの重要性を認識しました。

情報公開においても、知る権利といったものがありますが、情報公開により、意思決定の質を向上させ、新しい時代へ対応していくことの重要性を認識しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○古瀬委員

民生委員をやっております。民生委員という仕事は、泥臭い仕事ではあります。主婦目線でわからないこともあるかと思ひます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松原委員

松原と申します。私は福祉協力員をやっており、高齢者との関わりをしております。

古瀬委員と同じく、主婦目線で話させていただいたり、聞かせていただいたりしておりますが、ここに参加させていただくことで、この街で何が起きているかということを勉強させていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○森委員

税理士の森と申します。よろしくお願いいたします。幼稚園のころに東村山市へ越してきており、今年でちょうど東村山市民50年を迎えるところであります。

東村山市のほうでは、使用料等審議会のほうにも参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

～ 市長退席、事務局異動者紹介 ～

(3) 会長選出

○武藤総務課長

本日は今任期の第1回目審議会となりますので会長並びに職務代理を選任していただきます。会長の選任をどのように進めるか、ご意見があればお願いします。

○嶋田委員

佐藤委員に、引続きよろしくお願ひしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

～ 一同賛成により決定 ～

○佐藤会長

よろしくお願いいたします。

(4) 会長職務代理の指名

○武藤総務課長

続いて会長職務代理の選任でございます。基本的には会長にご指名していただいております。

○佐藤会長

よろしければ、前回の会長職務代理であり、私の前に会長も務めていただいた、嶋田委員に引き続きお願ひ出来ればと思います。

○嶋田委員

お引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

～ 会長へ議事引継ぎ ～

(5) 「附属機関等の会議の公開に関する指針」に関する確認

○佐藤会長

それでは、議事5「附属機関等の会議の公開に関する指針」に関する確認について、事務局より説明をお願いします。

○湯浅情報公開係長

任期最初の会議ですので、傍聴の可否、傍聴を可とした場合、以前より使用しておりました「東村山市情報公開運営審議会の傍聴等についての定め」の通りで良いか、確認していただきます。机の上にお配りした資料で「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」という題のものをご覧ください。

市ではこの審議会のように市民や有識者の方から意見を聴く会議について、会議の中で個人情報を取り扱うといった理由が無い限り、原則傍聴可として会議録も公

開するようこの指針で定めています。

2枚めくっていただいて、3枚目がこれまでこの審議会は傍聴可としていましたので、傍聴の受付方法や禁止事項などを定めた「傍聴についての定め」です。傍聴希望者には当日いらした順に事務局職員が傍聴者用バッジをお渡しして、特に氏名等の記入は求めずに、傍聴の注意事項を書いた紙をお渡しして、会長の許可を得て傍聴に入らせていただく形になっております。

次のページが、前回の会議録の抜粋です。会議録の4ページ以降をご覧くださいたいのですが、発言者名を入れてやりとりを詳しく書く形式でした。

最後のページが市HPに現在掲載されている委員名簿です。性別、職業、兼任している会議名も掲載しております。

これらは前期までの会議で決定したやり方ですので、今期はどうかをお決めいただきたいと思えます。まず、傍聴可とするか、可とした場合は「傍聴の定め」は前期と同じでよいか、それから会議録の形式と、HPに載せる委員名簿の情報はこのままでよいか、以上について、会長から皆さんに諮り決定をお願いいたします。

○佐藤会長

いくつかスタートにあたり決めなくてはならないことがあります。まずは、傍聴に関し、これまでは傍聴を可としておりましたが、それにつきましてご意見その他ありましたらよろしくをお願いいたします。

○日下委員

この審議会の目的からすると、知る権利をどう保障していくかということであり、先程の市長の挨拶でもありましたとおり、時代の変化と共に知る権利を重んじていくということから考えますと、傍聴を不可とする理由がきっと無いと思えます。

これまでもそうされてきておりますし、会長自身も前期と変わらないということもあります。従前のおりの方針で良いと思えます。

○佐藤会長

ありがとうございます。これまでのやり方から変えたほうが良いといったご意見はありますでしょうか。

よろしければ、これまでの通り傍聴を可としたいと思えます。

事務局より傍聴者にはどういった内容の注意事項をお渡ししているのかご紹介していただければと思えますがいかがでしょうか。

○湯浅情報公開係長

お渡しした資料にあります「東村山市情報公開運営審議会の傍聴等についての定め」とその定め“第2 傍聴することができない者”、“第3 傍聴者の遵守事項”の内容を抜粋したものをお渡ししております。

○佐藤会長

それではそちらに目を通していただき、修正すべき点などのご意見がありましたらどうぞ。こちらは、これまでに1度揉んだものではありますので、大丈夫かなと思えます。

今後、加筆修正やお気づきの点等とありましたら、またその際にご意見をいただき検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは傍聴につきましてはいこれまで通り可といたします。

～ 一同賛成により決定 ～

○佐藤会長

2つ目であり、審議会会議録の様式でございますが、こちらは委員のお名前を入れるかという点が1つのポイントかと思えますが、いかがでしょうか。委員氏名を記載する現在の方法でよろしいでしょうか。

～ 一同賛成により決定 ～

○佐藤会長

それではこれまでの通りでお願いします。

そして、市ホームページでの委員氏名公表であります。氏名を公表して審議会を進めるというやりかたも従来通りでよろしいでしょうか。

～ 一同賛成により決定 ～

○佐藤会長

これで最初に決めておかなければならない指針関係は以上となります。

それでは傍聴のかたがいらっしゃれば入室していただければと思いますが、傍聴のかたはいらっしゃいますか。

～ 傍聴者0名 ～

(6) 情報公開制度の運用状況報告（平成30年1月～5月分）

○佐藤会長

それでは議事6について、事務局より説明をお願いします。

～配布資料「東村山市情報公開制度運用状況（平成30年1月～5月分）」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する～

○湯浅情報公開係長

それでは、表紙をめくって「情報公開請求件数」をご覧ください。平成30年1月から5月の累計です。

「出された請求書の枚数」である「請求数」は21件で、うち、市民や市内事業者からの請求である義務的請求が13件、市外在住者や市外の事業者からの任意的申出が8件です。

次に請求件数ですが、一枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり33件です。

決定の内訳は、全部公開が21.2%、部分公開が75.8%、決定期間を延長して検討中が1件です。

情報公開請求の件数は、平成20年度の151件（所管課別件数）をピークに減ってきて、24年度から27年度は50件前後でした。28、29年度は60件台に少し増えました。

では1枚めくって「所管別内訳」をご覧ください。

資産マネジメント課が5件と一番多くありました。すべて、平成30年度に市が新たに始めた包括施設管理委託について、公募で決定した委託事業者が市に提出した企画提案書や参考見積書などを見たいという請求でした。ほとんどが他の事業者からの請求です。

※包括施設管理委託とは、市が保有する70以上ある公共施設等について、これまで各施設ごとに契約していた建物管理等に係る業務を、ひとつの民間事業者に包括的に委託するものです。

次のページをご覧ください。情報公開請求の状況をご説明します。全部公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。では説明に入ります。

まず No.42。地域包括支援センターの委託に関する文書の請求です。「公開した文書名」欄のアからエのうち、イとウが部分公開になりました。イとウは、29年度はこの委託事業にいくらの予算が必要かを積算するために、高齢介護課が前年度の受託者である社協から提出してもらった参考見積資料です。包括支援センター

等の運営にかかる年間費用見積額と、内訳として正規・再雇用職員の人件費や交通費、時給単価などが書かれています。該当する職員が一人のため個人の給与額がわかってしまう部分や、年間費用見積もり額は公開なのでそこから逆算すると個人の給与額がわかってしまう部分を、個人情報及び法人の内部管理情報として非公開にしました。また、この資料を作成した社協職員の個人の印影も、公務員ではありませんので個人情報で伏せています。

No. 4 4。平成25年度に、生活保護担当の職員が複数の担当ケースで生活保護費の算定を誤り、複数年に渡って過大又は過小支給をしていた疑義が判明しました。判明時に市長がプレス発表を行い、その後、生活福祉課で誤りの実態を調査して誤支給をした金額の確定、東京都へ報告書の提出、過大に支給してしまった世帯を訪問して返還になることを説明するなどの一連の処理を行いました。この処理に係る文書の請求です。

個人情報で非公開にしたのは、算定誤りを行った職員の氏名と職員が特定される当該課への在職期間、誤支給のあった保護世帯の氏名など世帯が特定される部分、過大支給があり返還してもらった世帯からの訴えの内容等です。

また、調査の途中経過報告のなかにある、未確定な世帯ごとの返還予定金額や返還対象期間、時効済み金額などは、最終確定後の内容と比較した場合に数字等が変わってくることから、公開すると憶測や誤解を生じさせ、事務処理の円滑な執行に支障が生じるおそれがあるため、東村山市情報公開条例（以下、「条例」と言う。）第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開にしました。

なお、この公開請求者は、誤支給があったため保護費返還の対象となった市民の一人から公開請求手続を委任された弁護士ですので、最終確定後の返還金一覧表のなかの「委任者である被保護者の氏名」は公開しました。

No. 4 5も同じ請求者からで、平成25年10月31日時点で判明している117件の誤支給について世帯別の返還金額や誤支給の原因等が書かれた文書の請求です。No. 4 4と同じく「公開請求手続きの委任者である被保護者の氏名」は公表し、それ以外の被保護者の氏名や保護廃止理由などを個人情報で伏せました。また、10月31日時点はまだ調査の経過報告で最終確定ではないため、No. 4 4と同じく世帯ごとの返還予定金額や返還対象期間、時効済み金額などは、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開にしました。

※請求者が指定している117件という数字は、平成25年12月議会の所信表明で市長が公表したものです。

No. 4 7。中学校の制服等の代金や購入方法がわかるもの、また、経済的困難な家庭に教育費の一部を援助する就学援助金という制度があるのですが、その前倒し支給、お子さんが6年生のうちに支給する制度について市が検討した書類の請求です。市は30年度から前倒し支給を開始していますので、その検討書類としてア、イ、ウの文書を公開しました。アは、26市に前倒し支給の検討状況や開始予定時期等を調査した結果一覧であり、他の自治体の回答のうち公表前の情報や検討過程の情報については、条例第6条第4号の国等協力関係情報及び第5号の意思形成過程情報に該当し非公開としました。

1, 2の制服代金や費用納入時期については、各校から保護者へのお便り文書に書いてあるためそれを情報提供しました。

No. 4 8。国保加入者に関する情報の請求で、請求内容のうち6番の「被保険者の職業区分がわかるもの」は、業務遂行上、被保険者の職業区分の統計を取る必要が無く、情報を保有していないため文書不存在で非公開となりました。

No. 4 9。30年度に市が始める包括施設管理委託について、公募で1位となった大和リースが提出した企画提案書や参考見積書などの請求です。企画提案書のう

ちノウハウに当たり公開できない部分がどこかを、大和リースに照会する時間が必要なため、決定期間を1か月半に延長しています。最終的に「法人の事業ノウハウに該当する」として企画提案書の大部分を非公開としました。これは、包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が事前に応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集したため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当すると判断したためです。公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあるため条例第6条第3号法人情報に該当し非公開としました。参考見積書や審査結果は公開しています。

No.5 1。市や自治会が設置している防犯カメラに関する書類の請求です。カメラをつけている施設等を管轄する7つの課から書類を公開しました。まず地域安全課は、自治会が都と市から補助金をうけてカメラを設置する場合の担当窓口です。公開した書類のうちアからカが補助金の交付申請と実績報告、キが電柱にカメラを取り付けるため電力会社への協力依頼文書、ク、ケ、コは市営の駐輪場内に設置したカメラに関する書類です。

非公開にした部分は、「自治会代表者の住所や印影、自治会副会長と会計担当者、カメラ販売店の担当者、カメラ設置図面の設計者等の氏名」を個人情報で伏せました。また、「自治会がカメラを購入した事業者名や自治会の口座情報」は法人・団体情報に該当し非公開。カメラ映像にアクセスするためのパスワードなどセキュリティに関する情報は、条例第6条第7号犯罪予防等情報に該当し非公開としました。これらは、他の施設に設置したカメラについても同様に非公開としています。請求のあった文書のうち「カメラの取扱説明書」は、市職員がカメラを操作することはなく業務上必要ないため保管しておらず、不存在で非公開です。

次のページは、市立保育園と、東村山駅前のエスカレーターの防犯カメラに関する書類の公開です。カメラ設置箇所図面中の「保育園内の間取り」がわかる部分を条例第6条第7号犯罪予防等情報で非公開にしました。これは、どこが何歳児の部屋で玄関からどう通路があるのかといったことを公にすると侵入経路を立てやすくなるなど安全性が下がるためです。カメラ設置工事の契約書は保存年限が経過し廃棄済で不存在、「カメラの取扱説明書」は、カメラの管理は委託業者が行い市職員は操作しないため保管しておらず不存在です。取扱説明書については、同じ理由で不存在の課がほかにもありました。

次のページが、秋水園ふれあいセンターに指定管理事業者が設置したカメラ等に関する書類の公開請求で、「指定管理事業者がカメラを購入又は見積書を取り寄せた事業者名」は法人・団体情報に該当し非公開、「指定管理事業者の役員の印影、カメラ購入事業者の担当者名、設置予定図面作成者等の氏名」は個人情報で非公開です。

次が、小学校の防犯カメラに関する書類の公開で、イの報告書中「個人情報保護運営審議会で審議された際の発言委員氏名」を個人情報で非公開にしました。この審議会は市の個人情報の取り扱いやセキュリティ対策等を審議するため非公開で行われています。委員名と会議録は公表されていますが、誰の発言かという「発言委員氏名」は個人情報のため会議録に掲載しないという方針で運営されています。このため、報告書中の発言委員氏名も伏せたものです。

「カメラ設置工事の竣工図面中、モニター設置場所、防犯カメラシステムの系統図、配線の経路や方法・記録装置等の設置場所がわかる部分」は、条例第6条第7号犯罪予防・捜査等情報のため非公開としました。不特定多数が利用する施設ではなく主たる利用者が児童であるため、無断侵入者を防ぎ、安全確保に十分な注意が

必要な施設であること。防犯カメラシステムの配線経路や記録装置等の設置場所は詳細な警備情報であり、公にすると侵入の一助になるなど犯罪に利用され、児童の安全確保に支障が生じるおそれがあるためです。

次が小学校通学路のカメラに関する書類の公開で、「取扱説明書中の、「暗号化とKey ファイルのダウンロード方法に関する記載部分、製品仕様のうち暗号化の種類」は、第三者による盗み見等から撮影記録データを保護するための仕組みが書かれているため、条例第6条第7号犯罪予防・捜査等情報に該当し非公開です。

次の公民館のカメラは、非公開部分はこれまでの施設と同じです。

No. 5 2はNo. 4 9と同じ内容なので飛ばします。

No. 5 3。市長の公用車の運行記録の請求です。運転業務は民間事業者に委託していきまして、事業者が作成したア、イ、ウの書類を公開しました。運転者氏名や管理責任者の個人の印影を個人情報で伏せています。

No. 5 4。東村山警察署を始め各地の警察から、防犯カメラの画像を捜査に必要なため提供してほしいという照会文書が届くことがあります。これは刑事訴訟法第197条第2項で認められている照会のため、市長又は教育長の決裁を得た上で提供しているところです。この提供に係る書類の公開請求で、各課が公開したのは画像提供の際に作成する起案書です。警察からの捜査関係事項照会書と、どの施設のどこに設置したカメラの、いつの画像を提供するかを書いた別紙「撮影記録の外部提供」を添付しています。非公開にしたのは、警察に公開の可否を第三者照会した結果、非公開にするよう求められた部分です。

捜査関係事項照会書には担当の警察職員氏名が載っており、もともと警察には、氏名が公表された管理職以外の警察職員氏名が載っている文書については、必ず公開決定前に警視庁に公開の可否を照会するよう要請されています。このため、総務課から警視庁の情報公開センターへ、公開すると支障が生じる部分があるか確認したところ、「警察から市への照会日、照会元の警察署がわかる部分、警察職員氏名、捜査事件の内容、警察が提供を求めたカメラの詳細な設置場所、データの撮影日時、データの受け渡し日は非公開にしてください」との回答でした。理由は、「ほとんどの犯罪は時効が10年以上であり、その間は再捜査が有り得る。どこの警察が、特定の施設のどの位置に設置された、どの日時の撮影データを調べているかという情報が公になると、捜査事件の被疑者や関係者の逃亡、証拠隠滅等のおそれがあり、捜査に支障を生じるため。」とのことです。条例第6条第7号犯罪予防・捜査等情報に該当すると判断し、該当部分を非公開にしました。

次のページの、総務課が公開した「カメラの撮影記録の外部提供に関する注意文書送付」の起案については、(保育園担当所管宛ての文書に添付した) 保育園のカメラ設置場所を示す図面のうち、園内の間取りがわかる部分を条例第6条第7号犯罪予防等情報で非公開にしました。

No. 2はNo. 4 9と似ていますが、大和リースだけでなく公募に参加した全社分の企画提案書と見積書の請求です。「2位以下の事業者の企画提案書」は、条例第6条第3号法人情報に該当し全部を非公開としました。これは、企画提案書は当該事業者の未発表著作物であり、その公表権は著作者が持つことや、提案書の内容は事業運営上のノウハウにあたり、公開すると同業他社に模倣され当該事業者の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがあること、また、今後受託業務を行う者ではないので、公開を受忍すべき立場にあるとまでは言えないと判断したためです。

No. 3はNo. 4 9と同じ内容なので割愛します。

No. 7は決定期間延長中でまだ決定されていません。

公開請求に対する決定に不服があるとして、審査請求を出されたものはありませ

んでした。

なお、机の上にお配りした「平成29年度運用状況」という冊子は、毎年5月末に前年度にあった情報公開請求、個人情報開示請求等について、どういう請求があり、どんな決定をしたかをまとめて、議会等へ報告しているものです。図書館や情報コーナー、市HPで公表しています。

また、毎年7月1日市報で、運用状況の概要と、「市政資料については市役所1階の情報コーナーにいろいろ揃えてますのでご利用ください」という記事を掲載しておりますので、そのコピーをつけています。お時間のあるときにお目通しください。

運用状況報告は以上です

○佐藤会長

運用状況について、ご質問、若しくは確認したい点がございましたらよろしくお願ひします。

○嶋田委員

No.44と45についてお伺ひします。

誤処理の原因究明及び再発防止については、第三者委員会のようなものがあるかと思われませんが、そういったところで本件は明確になっているという認識でよろしいでしょうか。

例えば、No.44において公開した文書には、カ「改善報告書の提出」キ「最終報告」ク「東京都への不正事案報告」とあります。このことから考えるに、誤処理の原因究明と再発防止については十分に議論をされ、そのことは請求されたかたに伝わっているという認識でよろしいでしょうか。

○湯浅情報公開係長

誤処理の実態調査は生活福祉課にて行われており、再発防止や経緯につきましては人事課が所管する委員会において報告されております。

○東村総務部長

「東村山市職員の分限及び懲戒に関する審査委員会」が職員の分限及び懲戒について最終的な判断を下し、処分に至るわけですが、その際に、必ず発生した事案の経緯、問題点、再発防止等については、すべて書面化のうえ委員会へ提供し、処分の判断材料にしております。手続の中でも、文書としても存在し、明らかになっていることとなります。

○嶋田委員

色々な物事において、ある一人だけが悪いとか、そこだけを見て処理してはいけない領域があり、市民の利益を考えたときには再発防止が唯一だと思います。情報公開が本来の目的ではなく、再発防止のための手が打たれているかどうかというものの確認が極めて重要だと考えていますので、質問させていただきました。

○日下委員

今の関連で1つお聞きします。

通常こういったことが発生した際には第三者委員会を設置をし、委員会の中で嶋田委員が仰っていたことを検討するというのが、多いかと思われまふ。この案件については、その第三者委員会の設置はされていないということで良いでしょうか。

○東村総務部長

本件については設置いたしませんでした。

制度としても、「東村山市職員の分限及び懲戒に関する審査委員会」については、市長を筆頭に、副市長、教育長及び関係部長で構成されておりますが、必要な場合は弁護士や医師等、いわゆる第三者をお呼びいたします。このケースにつきま

ては、庁内においてすべてが明らかになったということでございます。

○日下委員

No.54についておききします。

先程の説明ですと、刑事訴訟法第197条第2項に基づき、要請があれば回答するとのことでした。この規定は任意であり、強制規定ではない、捜査令状でもない、そういった中でどう協力していくか、議論が場合によってはあるところですよ。

先程の説明を伺うと、東村山市では、考え方について一定の整理がされており、第197条第2項の要請があれば回答するというようになっておりますが、そのことについて、審議会等での確認が既にされているなど、その考え方の寄る辺となるようなものはあるのでしょうか。また、他市はどのような扱いになっているのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

防犯カメラについては、当初、保育園と小学校から設置し始め、その際に映像に様々なかたの姿が映るため個人情報であるということで、個人情報保護運営審議会に諮問し、答申をいただいております。その際に審議会よりいただいた守らなければならないルールの中に、カメラ付近に貼り紙をし、防犯カメラ撮影中であることと警察より捜査協力依頼があった際には映像を提供する旨表記するということがありまして、それを行った上で警察より正式な手続のものがきた場合には応じるというのが当市のルールです。

ただ、こちらは防犯カメラの映像に限りそうしているということで、警察からの捜査関連事項照会というのは防犯カメラの映像に限った話ではなく、様々な文書やデータ等に対し送られてきます。中にはかなり幅が広い、例えば、この1年間に〇〇の届出を提出したかた全部などという照会があります。やはり任意の捜査依頼でありますので、基本的には対象が1名や2名に限られた場合であり、必要性があるときのみ提出するといったことにしてありますので、先程例に上げたような幅の広い内容の照会でありましたら、提供できない旨お伝えし、内容を絞っていただくのが現状です。

他市の状況でございますが、防犯カメラの映像は提供していると思っておりますが、それ以外の個人情報が入った書類についての対応は各市バラつきがあります。例えば、〇歳以上のかたの住民票すべてといった照会に対しすべてお渡しした市町村が新聞に取り上げられたこともありました。全てお断わりしているといった自治体はないかとは思いますが、どこまで協力するかについては、バラつきがあるのが現状です。

○日下委員

そうしますと、市民の安全や安心、財産などを守るために、提供した方が市民の利益になるだろうと、防犯カメラについてはそういった認識で対応していると理解でよろしいでしょうか。

○湯浅情報公関係長

お見込みのとおりです。

○佐藤会長

捜査関係以外で一般市民のかたから、防犯カメラの映像が見たいといった要望は出たことはありますか。

○湯浅情報公関係長

これまでございません。

○佐藤会長

あったとしても人が映っていたらお見せできないでしょうね。人が映ってないところの映像であれば問題はないかと思われませんが。

○嶋田委員

その件でよろしいでしょうか。私は個人情報保護の関連に携わっていたものですから、その関係で1つ質問させていただきます。

No.51から54は、個人のかたの請求なのでしょうか、それとも企業の請求なのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

No.51と54の防犯カメラに係る請求は同じかたで、市民のかたです。

○嶋田委員

反応が早いなと思いました。

防犯カメラに関してはインターネット上でIOT技術が進んでいる関係で、ハッキングをされ映像を盗み取られるということが全世界で起きてます。一番厄介なのはスマートフォンのカメラがハッキングされ、自分の部屋の写真などが盗まれるといった事案も起きてます。4月に千葉県八千代市において水位監視カメラが不正アクセスされた際、毎日新聞の記事が出たときに、東村山市においては大丈夫かと思いい、市総務課に対し、その件に係る情報提供と、当市の監視カメラのセキュリティは大丈夫なのかをお尋ねするメールを送らせていただきました。東村山市においては、対策をされているといった回答をいただいております。

これからIOTの技術が使われていく時代の中で、やはり、映像系のものに対する甘さ、八千代市の場合もパスワードをメーカーが設定した値のまま使用しているといったことでありましたので、やはりパスワードは随時設定し直さなければならぬといったセキュリティのイロハの部分が出来てなかったということがありましたけれど、東村山市ではその点問題が無いといった回答をいただきました。新しい技術がどんどん出てくる中で、情報システム担当課の力を借りざるを得ないでしょうね。

○湯浅情報公関係長

千葉県八千代市の事例につきましては、川の水位監視のために設置されたカメラの画像がハッキングされたというものでした。

それ以前にも、全世界的に、防犯カメラの映像がハッキングされ、インターネット上で見られてしまうといったことが事件になっていましたので、防犯カメラを設置している所管には、パスワードを随時変えているのか、インターネットに接続されているのかなどは確認しております。インターネットに接続されているカメラにつきましてはほとんど無く、接続されているカメラにつきましてもパスワードを変えておりますので、対策は取れております。

○嶋田委員

もう1点よろしいでしょうか。

No.49など、いくつか、施設再生推進課に関する事案で、報告では業者のかたが多いというお話をされていましたが、こういう、公募型プロポーザルの対応というのは、東村山市としては比較的初めてケースにあたるのでしょうか。或いは、今までに何件か事例があるのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

公募型プロポーザル自体は、今までも何度もやっておりますが、包括施設管理、市が持つ複数の公共施設について、これまではその施設ごとに契約していたのを、包括して1社に管理を委託する契約というのが、初めてです。これは、日本でも最初のほうといった関係で、注目を浴び、一体どういった提案をされているのだろうという公開請求が多かったです。

○嶋田委員

市民的な目線で気になるところが、業者の言いなりにならないマネジメントをさ

れているか否かといった点かと思えます。業者の言いなりにならないマネジメントというのは、困難なお話かと思えますが、このあたりは如何なものなのでしょう。これから、色々な業種が連携して1つの仕事をするといったことが増えてくると思えます。市民に損が出ないようなマネジメントをしているのかといったところが気になります。

情報は公開されておりますが、意思決定がきちんとなされていくというプロセスに関して如何でしょうか。

○湯浅情報公開係長

この包括施設管理については、まだ事業が動き出したばかりということもありまして、細かい協議を現在でもやっている状態であります。事業者の言いなりになるのではなく、市が求めている基準をクリアされているのかということはどう判断するのかといったところも、契約書の中に盛り込まれておりまして、定期的な打合せの機会などもあるときいていますが、詳細についてはきいておりませんので、この場ではお答え出来かねます。

○嶋田委員

様々な業者が、様々な情報の公開請求をしてくる背景も、理解できます。様々なノウハウが詰まっているのでしょう。そういうことから、是非そういう意見もあったということを、部長級の会議において、お伝えいただければと思います。

○東村総務部長

共有させていただきたいと思えます。

また、同様のご指摘を市議会からもいただいております。

今情報公開係長が説明したとおり、委託等は事業者の言いなりにならないよう、特に仕様書を作るのは市の責任でありますし、契約書の中で、市と受託者との間で取り決めを記載して参りますので、そのような中で、事業者より言われたことを一方的に記載するといったことは全くございません。

それから、特に気を使う点については金額でございます。東京都をはじめ、共通の積算基準や標準単価があるものでしたら明確にお示しできるのですが、1社のみのノウハウなどにおいては苦勞しているところであります。

ただし、市場調査なども色々な形で実施し、見積においても複数社より取得するなどそういったところから積み上げて参りますので、客観性を担保出来るよう努め、一方的な関係にならないよう努めていくところであります。

市議会と同様、今回いただいた意見についても共有させていただければと思います。

施設再生推進課、現・資産マネジメント課は経営政策部に位置付けられております。

○佐藤会長

情報公開からは少し外れてしまいますが、アウトソーシングや業務委託といったことをやった際には、嶋田委員ご指摘の点は大変問題になるところですよね。投げっぱなしやらせっぱなしにならないためにも、チェックをしながら業者をコントロールしなければならない。しかしながら、業者は専門家であり、行政側がその分野について専門ではなく、出てきたものをチェック出来ないというのが実態です。チェック出来る専門家に入っていただくことや、ブレインとして置いておくことが大切かと思えます。特に情報関係などはピンからキリまででございます。

私は西東京市の情報政策専門員をやっております。業者より提出された見積書を私がチェックしており、業者へ突き返したりもしております。

見積書を見るのもかなり高度な技術をいりますので、職員さんには難しいかと思えます。

○日下委員

余談になろうかと思いますが1つ。包括施設管理の件について、情報公開の在り方については何ら問題はないかと思えます。しかし、包括施設管理の在り方は、私がある大学教授の講演会を聴いた際に、東村山市の名前が出てきました。この取り組みは、これまでは1つ1つ委託契約を結び、多岐な契約をすることにより、一定のコストがかかってしまっていたが、それをある業者へ包括的に委託契約を結ぶことにより、複数所管が複数の業者と契約をする事務に要するコストなどを削減すること出来、コストパフォーマンスの面において重要なメリットが出る。新しい時代の新しい施設管理のありかたを模索する1つの手法として、東村山市が全国の先駆けに近いようなことをしている、といった報告をされた訳です。そういう意味では、新しい取り組みに対して市がチャレンジしているということは、我々市民からするとありがたいことでありますし、敬意を評するものです。ただ、その前提の中で、先程嶋田委員が仰っていただいたことが蔑ろにされてしまうと、本末転倒になってしまう。なので、しっかりと管理出来ており、コストパフォーマンスも良い、そういうような包括的な委託契約が結ばれることが市民の税を少しでも有効に活用しているといった視点で、これからの自治体が求められている1つの指標であるのだろうという目線で、我々はこの動きを見ていかなければならない。恐らく、他の自治体も興味を持って見ていると思います。そして、多くの業者がこういう風にして情報公開を求めてきたということは、これから、自治体に対してそういったマーケットが出てくるということを意識をして、トップになった、負けた、じゃあ何が弱みだったのか、相手の何が強かったのかということについて、知りたいという思いで、きっと、これだけの多くの情報公開請求があるのだろうなど、そういったことを思いながら聞いておりました。

○佐藤会長

No.49の案件は、出るべくして出た案件だなと思いました。いつかこの企画提案書に対する公開請求が出るのだろうなと思ってました。

手続といたしましては、どこがノウハウにあたるのかはこちらでは判断し難いものでありますので、提案業者に問い合わせをされたとありますが、問い合わせたらほとんどが非公開になるだろうなと思えます。

これに関連して、No.2の案件について2位以下の業者の企画提案書が求められた時の扱いなんですけれども、2位以下については同じ手続ではなく非公開としたんですね。その理由が「2位以下の事業者の企画提案書」は、当該事業者の未発表著作物という位置づけにされておりますが、1位であっても2位であっても、位置づけは同じかと思うのですがいかがでしょうか。

○湯浅情報公関係長

未発表著作物という意味では同じでございますが、1位の事業者の場合、その後実際その事業を行うものであって、最低限は公開をする必要があるという責務を負うと思えます。2位以下の場合、そうではなく事業を行わないのに公表されてしまうといったこととなりますので、当市におきましては非公開としております。

○佐藤会長

2位以下の提案書を非公開とする理由づけについて、もう少し相手を説得出来る理由づけが必要かと思いました。

企画提案書は公開範囲が限定されたものだという位置づけのほうが、私としてはしっくりきます。

審査に出しますので、審査選定委員会のみ限定して公開される前提で提出されたものと考えますと、1位の事業者は最終的に市の業務として行う内容が記述されているものとし公開され、2位以下は審査選定委員会でのみの公開であるといった

理由になります。そういった説明理由があると良いと思います。

○日下委員

今回は審査請求はなかったということで良いでしょうか。

○湯浅情報公関係長

そうです。

○日下委員

それでは2位以下の事業者を非公開とされた請求者である業者は、それ以降特段アクションは起こしていないということでしょうか。

○湯浅情報公関係長

そちらの請求者のかたから納得がいかないといったリアクションはありません。

○日下委員

請求者は同業他社なのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

請求の際にそこまで詳細にお聞きするわけではありませんので、そちらは不明です。

○佐藤会長

これからこういった請求は増えるでしょうね。

○日下委員

そうですね。厳しい請求が多くなれば、審査請求も増えていくかもしれませんね。

(7) 報告

- ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成29年度運用状況

○佐藤会長

それでは、議事7「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成29年度運用状況の報告について、事務局よりよろしくお願ひします。

○鳴海情報公関係主任

本日お配りした資料「会議の公開指針のホームページでの実施状況（平成29年度）」をご覧ください。こちらの表は、昨年度中に開催された附属機関等の会議が、会議の公開指針通りに市ホームページで情報を公表していたかどうかをまとめたものです。表の一番右側にある指針実施度で「○」となっているのが、会議の公開指針通りに公表できている会議、「△」となっているのが、委員名簿、会議資料、会議録のうち1つ以上が掲載されていない会議になります。

ページをめくっていただき、「指針実施度」をご覧ください。こちらは先程の表中指針実施度をまとめたものとなります。29年度では、評価が「○」、つまり会議録・会議資料・委員名簿の3点すべてがHPで公表されている会議及び未開催の会議は55会議ありました。しかし、評価が「△」となっている会議が3つあります。

一つが、高齢介護課の「地域包括ケア推進協議会」です。7回会議を開催し、29年11月以降に開催した5回分の会議録が作成中です。次に、健康増進課の「市民ステーションサンパルネ市民運営会議」です。昨年度は30年3月に1度開催しておりますが、まだ会議録はできていません。最後に同じく健康増進課の「医療・介護連携推進委員会」です。3回会議を開催し、30年2月に開催した1回分の会

議録が作成中です。2課の担当者に確認したところ、「現在作成中で、早急に会議録を作成してHPで公表します」とのことでした。

ページをめくっていただき、「会議録の形式」をご覧ください。「委員や事務局の発言内容がほぼ記録され、やりとりが具体的にわかる会議録」が30件、「要点筆記の会議録」が6件で、合計数は29年度と比較し5件少なくなっております。「個人情報等を扱う等の理由により会議録が非公開の会議」が10件。「年度中に会議を開催したが、会議録作成が遅れて完成していない会議」が3件。「事案が出たら開催する会議のため、今年度は会議未開催の会議」が9件。「会議自体は29年度中に設置したが、29年度は準備段階で一度も開催していない会議」が0件という結果でした。

会議の公開指針の実施状況については以上です。

○佐藤会長

ご意見ございますでしょうか。

無いようでしたら、その他事務局よりご報告等ございますでしょうか。

○湯浅情報公関係長

2点報告させていただきます。

机の上にお配りしている、「手数料一覧（情報公開制度）」という資料をご覧ください。国、都道府県と都内自治体の公開手数料をまとめたものです。冒頭に市長がお話しいたしましたとおり、今年度総務部の主要課題の1つとして、情報公開手数料の無料化を視野に入れた見直しを行うこととしております。

当市は情報公開条例制定時から、公開手数料を公文書1件名につき100円と条例で定め、公開を受けるどなたからも納付していただいています。この表のとおり、現在、都内自治体で、公開手数料を全件有料と定めているのは当市と昭島市、中央区、品川区のみです。中野区や荒川区など、原則は無料で、区民以外又は営利目的等の場合は有料としている自治体が10あります。

手数料見直しについては、非公開部分のマスキングなどにかかる職員の事務量と受益者負担の関係、また、市外の方や事業者が営利目的で請求することや、大量請求があった場合の対応など整理しなければならない論点がいろいろございます。まず庁内においてこれらをよく検討したうえで、次回以降のこの審議会でご意見を頂きたいと考えております。その時はどうぞよろしくお願ひいたします。

資料の一覧表の後ろに、都が手数料見直しに当たり、情報公開・個人情報保護審議会へ諮問し答申を受けた内容や、条例改正の概要が ついて いますので後ほどお目通しください。

次に、先にお送りいたしました委員名簿でございますが、記載内容に不備等ありましたら、事務局へお声掛けいただきますようお願いいたします。

それから、こちらの名簿につきましては、市の他課が実施する会議やイベント等の際に、審議会委員へご案内を送付するといった場合がございますが、その際に住所とお名前のみ、他課へ提供することについてご同意いただけたらと思っております、いかがでしょうか。

～ 一同同意 ～

○湯浅情報公関係長

ありがとうございます。事務局からは以上となります。

○佐藤会長

ありがとうございます。

その他、委員の皆様からご意見等がなければ、次回のご予定のご案内をいただき

たいのですがよろしいでしょうか。

○湯浅情報公関係長

次回につきましては、年明け1月から3月までのいずれかを予定しております。

○佐藤会長

最後になりますが、委員の皆様からはございますでしょうか。

日下委員は初めての本審議会ではありますが、感想等あればよろしく願います。

○日下委員

活発な議論が交わされておると感じました。個人情報保護と情報公開という2つの公益のバランスをどう決めていくのかというのは、市の重要な意思決定かと思えます。

特に会長も仰っていた公募型プロポーザルにおける2位以下の事業者の取扱いについては、平等に扱うのがわかりやすいところであるが、その2つのルールをどう合理的に説明出来るか、総合的なバランスを良くお考えになって、一定の考えをご議論できれば大変ありがたいです。

○佐藤会長

ありがとうございます。他にご意見等ございますでしょうか。

他にご意見等がないので終了とさせていただきます。

以上